

各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託仕様書

1. 業務名

各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3. 履行場所

各務原市内

4. 委託業務内容

クラウドファンディングを活用したプレミアム付商品券事業の業務を委託する。クラウドファンディングサイトにてプレミアム付商品券（1口5,000円（プレミアム率30%、6,500円））をリターン品としたプロジェクトを起案し、プロジェクト全体を運営する。

（1）事務局の設置

- ①本プロジェクトにおける事務局を設置し、常に連絡のとれる体制をとり、委託業務の統括責任者を置くこと。
- ②委託業務に必要な人員を配置し、トラブル等が生じた場合においても迅速に対応できる体制を構築すること。
- ③市、参加事業者との連絡調整を緊密に行うこと。
- ④詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業実施計画書を作成し、市の承認を受けた上で運営業務を統括すること。
- ⑤その他必要な業務を行うこと。

（2）参加事業者募集

- ①市内対象事業者への周知、募集案内の発送等により、参加事業者を募集すること。
- ②参加事業者を募集するために、募集期間中1回以上の説明会を開催すること。開催

にかかる会場の手配は、市が行うものとする。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催をすること（オンラインでの説明会等も検討すること）。

③参加事業者については、市内に事業所または店舗等（移動販売車を含む）を持つ下記要件を満たすものとする。

○対象事業者について

- 1) 各務原市内に事業所を有し、営業中の事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者および個人事業主に限る）。また、その事業に必要な営業許可を受けていること。
- 2) 市税の滞納がないこと。
- 3) 岐阜県が発行している新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを取得していること。
- 4) 各種感染症や食中毒防止の徹底をすること。
- 5) 本事業の遵守事項等に従うこと。
- 6) 本事業の趣旨および目的を理解し、自らも情報発信し、支援を募る意思があること。
- 7) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、商品券の利用期間変更に応じていただける者。
- 8) その他下記のいずれかに該当する事業者は対象外とする。
 - ・大手フランチャイズチェーンとして事業を行っている者。
 - ・大規模小売店舗立地法に該当する大規模小売店（店舗面積1,000㎡を超える店舗）
 - ・コンビニエンスストア、ドラッグストアや医療機関、介護施設。
 - ・役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ・暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者。
- ・プレミアム付商品券の利用対象とならないもののみを取り扱う事業者（※1）。
- ・特定の宗教、政治団体と関わっている場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う事業者。

（※1）プレミアム付商品券の利用対象とならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・電気・ガス・水道・電話料金等）
- ・有価証券、ギフト券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、電子マネーへのチャージ
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・収納サービス等の支払い
- ・公共料金
- ・その他、発行者が利用対象として適当と認めないもの

(3) 参加希望事業者の受付・審査

参加を希望する事業者の参加申し込みを受け付け、下記必要書類を事業者より受領し、受領資料をもとに事業者基準を満たした事業者を選定すること。決定は、市が行う。また、受注者は対象外の事業者に対して、不採択の連絡を行う。

○必要書類

- ・参加申込書（電子申請も可）
- ・代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどの写し）
- ・営業許可証、確定申告書など営業が確認できるもの（写し）
- ・登記簿謄本（法人の場合）
- ・市税の滞納がない証明
- ・振込先預金通帳の1枚目の写し（口座名義、口座番号、金融機関名、支店名が分かるもの）

審査にあたっては、市と密に連携すること。

(4) 参加事業者の店舗情報の収集

参加決定した事業者のクラウドファンディングサイト等掲載および支援につながるような事業者情報を収集すること。

(5) プロジェクトの起案および広報

クラウドファンディングサイト（※2）上に「(仮称) KAKAMIGAHARA FUNDING! ～らららチケット 2nd～」プロジェクトページを作成する。また、対象店舗に関する特集ページ（店舗名・写真・PRコメント等を掲載）を別途作成し、プロジェクトページにリンクを貼ること。

(※2) 利用するクラウドファンディングサイトは指定しないが、支援希望者の支援金決済方法を多様化させるなど本事業のプロジェクトの仕様に合うサイトを活用すること。

○プロジェクトの概要

名称	(仮称) KAKAMIGAHARA FUNDING! ～らららチケット 2nd～
目標金額	10,000千円(※3)

スケジュール（予定）	令和4年3月～4月：事業者募集 令和4年4月～5月：クラウドファンディング おおむね3～4週間程度 令和4年6月～8月：プレミアム付商品券使用期間 ※詳細な日程は、市と受注者で協議の上、決定すること。
支援額	1口 5,000円 支援は参加事業者の個別店舗単位で受付を行う。
リターン品	プレミアム付商品券 額面6,500円 （うちプレミアム率30% 1,500円） 商品券1枚あたりの額面は500円とし、13枚で1セットとする。 プレミアム分については、市が負担するものとする。
プロジェクト方式	All-in方式

（※3）目標金額を超えた場合の上限は、21,000千円とすること。

（※4）想定参加店舗数は900店舗、想定支援者数は834人とすること。

積極的な支援を誘導するためのプロモーションを、地域情報誌や各種SNS広告等を活用し行うこと。

（6）支援者への対応

支援希望者（プレミアム付商品券購入希望者）に対して、説明会および動画配信等による支援フォローを行うこと。

○説明会概要

市内5か所（那加、蘇原、稲羽、鶴沼、川島）において、市の用意する会場で説明会の実施（各地区1日以上）。

○動画配信

支援方法について、説明する動画の作成をすること。また、その動画をプロジェクトページに掲載し、支援者のフォローに努めること。

その他にも、支援者に対する必要なフォローを実施すること。

（7）支援金の事業者への支払い（プレミアム分を除く）

クラウドファンディングにより集めた支援金は、本プロジェクトの募集期間終了後1週間以内に参加事業者個別店舗単位で支援額を集計し、市の確認終了日から1週間以内に各事業者へ受注者より振り込みを行うこと。

(8) プレミアム付商品券発行

プレミアム付商品券（1冊：500円×13枚綴り）を発行する。なお、商品券は下記事項を考慮したデザインとし、事前に担当課と協議すること。

- ・偽造、転売、再利用に対する配慮をすること。
- ・券面は共通デザインとし、券に支援を行った利用可能店舗情報を明記すること。
- ・券面には利用可能期間を明記し、利用可能期間終了後は無効となる旨および釣銭が支払われない旨を明記すること。

なお、利用可能期間については、市と受注者で協議の上、決定すること。

(9) プレミアム付商品券の発送

支援者に対して、支援期間終了後3週間以内に利用可能店舗情報を明記した商品券を発送する。なお、発送にあたっては、簡易書留で送付すること。

(10) 利用可能期間におけるプレミアム付商品券の利用促進

プレミアム付商品券の利用可能期間における利用促進のため、参加店舗へ本事業のステッカーやポスター・チラシ等の配布をすること。なお、詳細な内容については、市と受注者で協議の上、決定し実施すること。

(11) 実績集計とプレミアム分（30%）の精算

支援者が各事業者にて利用したプレミアム付商品券のプレミアム分については、月末に各事業者より提出後、利用金額を支払うこと。回収したプレミアム付商品券は、受注者にて保管しておき、実績報告時に市に引き渡しを行うこと。

(12) 実績報告

参加事業者の集計および支援実績・プレミアム付商品券利用実績については毎月末日に集約し、翌月15日までに報告するとともに、最終実績は業務完了日までに報告すること。

- ・成果品 報告書（任意様式、紙ベース・データ 両方）、回収したプレミアム付商品券

5. 業務委託料

上限金額 31,354,370円（消費税及び地方消費税込み）

※なお、プレミアム分については消費税の課税対象としない。

6. 契約代金の支払時期及び方法

契約金額の支払方法は、原則、業務完了後の一括払いとし、実績に基づき支払うものとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. その他

- ・ 詳細については、商工振興課の担当職員と協議しその指示に従うこと
- ・ 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、十分に管理・保管を行うものとし、情報漏洩に細心の注意を払うこと。なお、個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とする。なお、打合せは原則として、各務原市が指定する場所で行う。
- ・ この業務仕様書は本業務の大要を示したものであり、業務遂行に当たっては、各務原市と密接に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度、各務原市と協議の上決定すること。

8. 暴力団等による不当介入に対する対応について

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者（以下「甲」という。）の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(使用者への周知)

第4条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第5条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還、廃棄又は消去)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還又は廃棄若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項により個人情報を廃棄又は消去する場合は、当該個人情報が判読又は復元でき

ないように確実な方法で廃棄又は消去し、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、廃棄又は消去に際し、甲が立会を求めたときは、これに応じなければならない。
（事故発生時における報告）

第10条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第11条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。